

く、時限的な激変緩和措置を行うにとどめるべきである。

3. 適用拡大の基盤整備としての被用者年金一元化

現在進められている厚生年金と共済年金の一元化は、一見、非典型労働者のへの厚生適用拡大に無関係のようにも見えるがそうではない。

厚生年金と共済年金の一元化の一つの理由に挙げられるのは、両者の保険料の差である。厚生年金の保険料率よりも公務員共済年金の保険料率が低い原因は基礎年金の仕組みにある。社会保障制度審議会年金数理部会の報告書にある将来の厚生年金保険料率と共済年金保険料率の動きをみると、厚生年金の2階部分の保険料率と職域部分を抜いた公務員共済の二階部分の保険料率はほぼ同じ動きをする。一方、基礎年金拠出金のために必要な保険料率は、厚生年金は2005年の5%が基礎年金財源の半額が税財源になることにより、2010年に一度4%まで下がり、以降、2055年の6.2%まで上昇し、以降は緩やかに低下していく。これに対し、公務員共済は2005年の3.4%が2010年に厚生年金と同じ理由で2.7%まで下がり、2055年4.2%、2060年で4.3%まで上昇し、以降ゆるやかに低下する。この結果基礎年金のための厚生年金と共済年金の保険料率（一階部分の保険料率）は、現在においても、将来においても差が発生する。

このように、差の原因は基礎年金拠出金にある。一人あたりの基礎年金拠出金は15300円程度（2005年）で同等である。これを保険料率に換算すると、一人あたり基礎年金拠出金を平均報酬で割るため、平均報酬の高い共済グループの保険料率は低くなり、平均報酬の低い厚生年金加入者の保険料率は高くなる。したがって、2006年4月の閣議決定にあるように2036年に共済年金の保険料率を厚生年金の保険料率に揃えるよう引き上げるということは、共済年金から多めの基礎年金拠出金を徴収することを意味する。

こうした改革が正当化できる理由は、共済は非正規労働者の加入を認めていない一方で、厚生年金がすでに一部非典型労働者をカバーし、その結果、平均の標準報酬が低くなっていることにある。基礎年金の給付は同額であるため、基礎年金にかかる保険料率が高くなるほど再分配の性格は強くなる。今後、多様な就業形態に対応するために、厚生年金の適用拡大を行うとすると、厚生年金の平均報酬が低下し、基礎年金に必要な保険料率は上昇することになる。一方、共済年金は正規職員だけによって構成されるため、平均報酬も高いままであり、そのおかげで低い基礎年金のための保険料率を維持できる。つまり、現在のままでは、非典型労働者の増加コストは厚生年金のみで吸収することになる。したがって、共済、厚生年金という被用者年金の一元化は、非典型労働者の厚生年金適用の基盤整備として評価できる。

V. まとめ—非典型労働者への厚生年金適用拡大の意義

以上の考察から、本研究は、非典型労働者への厚生年金適用拡大の意義を以下のよう
にまとめる。

- 1) 就業形態の選択に中立的になる。非典型労働者のみに適用される新しい加入制度や適用拡大の除外を設けることは雇用形態に非中立的な影響を与えるあらたな制度を作ることになるため避けるべきである。
- 2) 非典型労働者が厚生年金の適用対象者になることにより、ライフコースが多様化しても一定の年金を保障できる。
- 3) 非典型労働者の適用拡大は、厚生年金制度がもつ再分配効果の対象者が拡大することから、老後所得格差の縮小に貢献できる。
- 4) 高齢者や非正規労働者の労働力率の上昇とともに彼らに対する厚生年金の適用拡大が行われてはじめて年金財政は安定化する。

このように、就業形態の多様化に対応するための厚生年金適用拡大は多くの点で有効かつ適切である。厚生年金の適用拡大に当たっては、労使ともに就業調整ができない水準、就労形態の選択によって適用逃れができない範囲まで適用拡大を進めるべきであり、部分的に適用拡大を残すことは、新たな雇用のゆがみをもたらすことになる。適用拡大への最大の障害は、事業主負担である。特に、短期間では賃金や価格に事業主負担を転嫁できない中小企業に限定し、激変緩和のための一時的な経過措置は必要であろう。

最後に、厚生年金を従来の被用者年金にとどめるか否か再考の時期にある。増加する非典型労働者の保護については、すでに労働法では「労働者性」として、最近のILO 勧告でも「雇用関係」として再定義しつつある。厚生年金を、臨時・パート・アルバイトなどの非正規労働者だけではなく、請負なども含めた経済的従属関係にある広い意味で非典型労働者も含めた年金制度に位置づけるかどうか、国民年金のあり方も含めて一層の議論が必要である。

参考文献

岩本康志・濱秋純哉（2006）「社会保険料と帰着分析—経済学的考察—」『季刊社会保障研究第42巻 第3号』

駒村康平・山田篤裕（2005）「社会保険の事業主負担の帰着にかんする実証分析—組合管掌健康保険を例にして—」城戸喜子・駒村康平編著『社会保障の新たな制度設計—セーフティ・ネットからスプリング・ボードへ』慶應義塾大学出版会。

酒井正（2006）「社会保険の事業主負担が企業の雇用戦略に及ぼす様々な影響」『季刊社会保障研究第42巻 第3号』

第2章 就業形態の多様化と非典型労働者の公的年金適用問題

丸山 桂

I. 問題意識

2004年年金改革で残された最大の課題は、パート労働者に対する厚生年金の適用拡大問題であった。当時は事業主側の保険料負担に対する反発が強く、5年後に再検討されることとなった。その間にも少子・高齢化は一段と進み、公的年金の保険料率の上昇が見込まれるなか、就業形態の多様化も進んでいる。総務省統計局「労働力調査」の2006年の平均値によれば、雇用者（役員を除く）全体に占めるパート・アルバイトや派遣社員ら「非正規社員・職員」の割合は、前年比0.4ポイント増の33.0%となり、02年の調査開始以来、最高を更新した²。また、同調査では、景気回復の影響で、フリーター数は減少したというものの、厚生労働省「労働者派遣事業の平成17年度事業報告の集計結果について」によれば、派遣労働者数は225万人で前年度比12.5%増であるが、賃金は一般労働者派遣事業が10,518円（平均）（対前年度比7.8%減）、特定労働者派遣事業が14,253円（平均）（対前年度比10.9%減）など、待遇面での改善はおこなわれている。パート・アルバイトなどの非典型労働者の社会保険制度における処遇問題は、重要な社会問題となっている。

本稿は研究2年度目に実施した若年非典型労働者（パート・アルバイトなど）および無業者（ニート）を対象にしたインターネット調査と社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」の個票データの分析を行う。特に、非典型労働者の公的年金の加入状況および厚生年金適用拡大への賛否と導入後の就業行動について、中心に分析を行う。

II. アンケート調査対象者の属性

本研究会で実施した「非典型労働者に対する年金等に関する意識調査」（以下、本調査）では、非典型労働者の公的年金、医療保険の加入状況および未納理由、ふだんの仕事の状況、厚生年金適用拡大への賛否と行動予測などの調査を行った。調査は2段階調査で行い、2006年9月7日～13日に性別、年齢、職業に関するプレ調査を、2006年9月13日～14日にかけて、本調査を実施した。個人情報保護法施行後、住民基本台帳などを利用した調査は非常に困難であること、また非典型労働者だけに焦点をあてた大規模調査は郵送調査では難しいことを鑑み、品質管理にはまだ課題が残るものの、インターネット調査を利用した。回収率は46.2%、標本数はウェイト調整後の数字で3,785人、職業分布ではパート・アルバイトの割合が高く、男女比では女性が77.6%という偏りが

² 読売新聞 2007年3月2日

みられた（表1参照）

III. 非典型労働者の公的年金加入状況

図1は、主な職業別の公的年金の加入状況をあらわしている。左から第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者と続き、右から3つの凡例が、「国民年金を時々未納している」、「国民年金を全く未納している」、「一切公的年金に加入していない」者で、公的年金の未納・未加入者である³。

職業別の公的年金加入状況を比較すると、会社員（正規の職員・従業員）、派遣社員、嘱託社員・嘱託は、相対的に第2号被保険者の割合が高い。しかし、厚生年金の適用事業所に勤務している者が含まれているとしても、会社員（正規の職員・従業員）の第2号被保険者の割合は64.7%にとどまっており、第3号被保険者が7.1%⁴、国民年金納付者が17.6%、未納・未加入者が8.2%、合計で35%が被用者保険の適用外になっている。また、パート・アルバイトについては、第2号被保険者である者はわずか12%にすぎず、第3号被保険者が45.2%と約半数を、第1号被保険者が約30%を占めている。また、自営業主（雇い人なし）では、未納・未加入者の割合が25%、無職者においては21%ときわめて高く、国民年金の自主納付制の問題点を浮き彫りにしている。

表1 調査対象者の基本属性

	性別		合計	
	男性	女性		
パート・アルバイト20代	96	322	418	45.1%
パート・アルバイト30代	131	622	753	
パート・アルバイト40代	26	511	537	
兼業有職主婦(主夫)20代	63	179	242	28.3%
兼業有職主婦(主夫)30代	136	387	523	
兼業有職主婦(主夫)40代	92	216	308	
無職20代	96	213	309	26.5%
無職30代	140	356	496	
無職40代	66	133	199	
合計	846 (22.4%)	2,939 (77.6%)	3,785 (100%)	

³ 公的年金、医療保険の加入状況は、本人の申告による結果である。そのため、無業でありながら厚生年金に加入と回答する者がいるなど、矛盾した回答もみられる。特に、「公的年金に一切加入していない」（未加入）と国民年金の第1号被保険者の「全く保険料を支払っていない」（未納）が混在している可能性が高い。

⁴ 厚生省年金局「女性パートタイム労働者等に関する調査」（1997年3月）でも、第3号被保険者でありながら、週のべ労働時間が31時間以上の者が15.3%おり、第3号被保険者の適用基準があいまいになっている可能性を示唆している。島田（1992）も第3号被保険者の適用基準が遵守されていないことを指摘している。

図1 職業別の公的年金保険加入状況

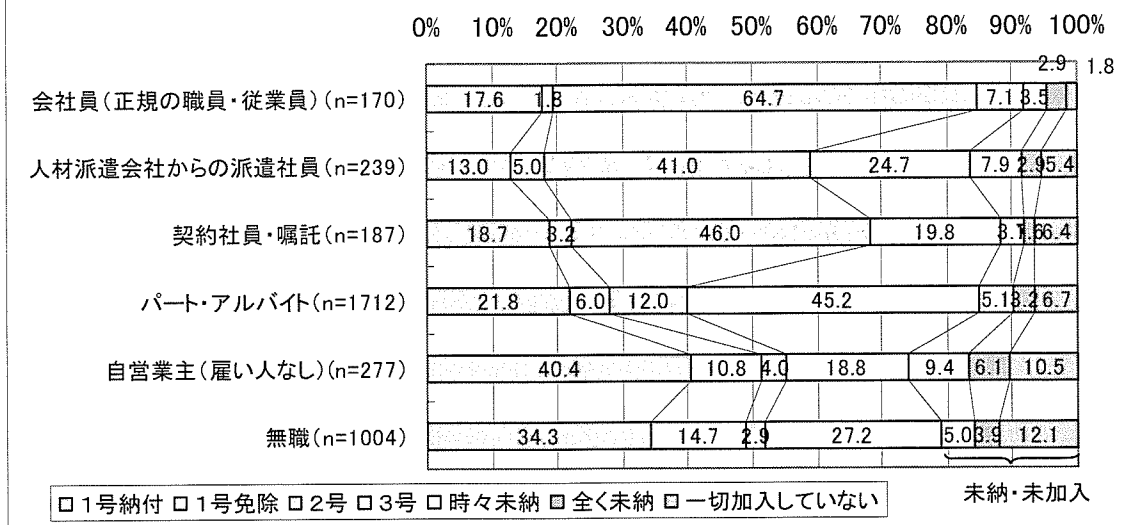
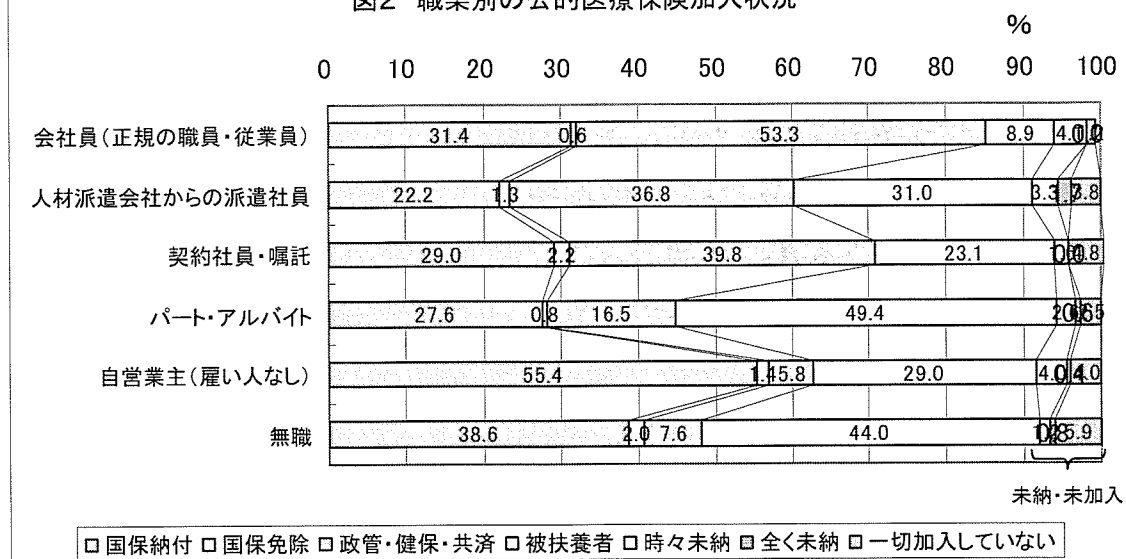


図2 職業別の公的医療保険加入状況



続いて、図2の公的医療保険の加入状況を見ると、職業と加入状況の分布はほぼ年金保険と類似した傾向がみられる。明確に異なるのが、いずれの職業においても、未納・未加入者の割合は年金保険よりも低いことである。労働者が老後の所得保障よりも直近の疾病リスクに敏感に反応し、加入行動の背景に逆選択の存在があることが伺われる。

このように現行制度において、非典型労働者、特にパート・アルバイトの被用者年金(厚生年金)適用率は決して高くはない。加えて、正社員であっても、第3号被保険者・医療保険の被扶養者である者が7~8%程度いたり、国民年金の第1号被保険者、国民健康保険加入者が20~30%いたりするなど、被用者に対する厚生年金の適用基準が遵守されていない可能性が示唆される。

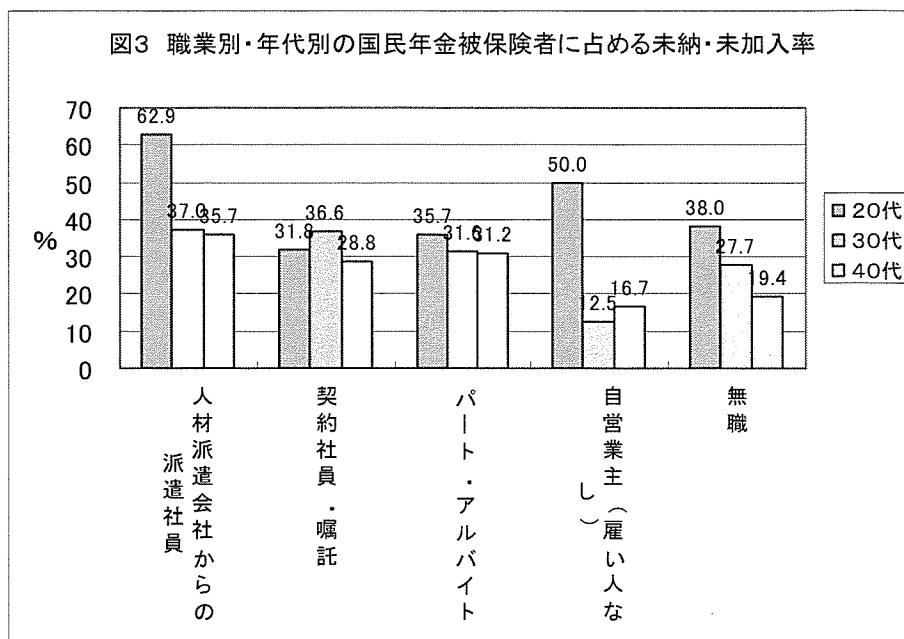
IV. 非典型労働者の公的年金加入状況

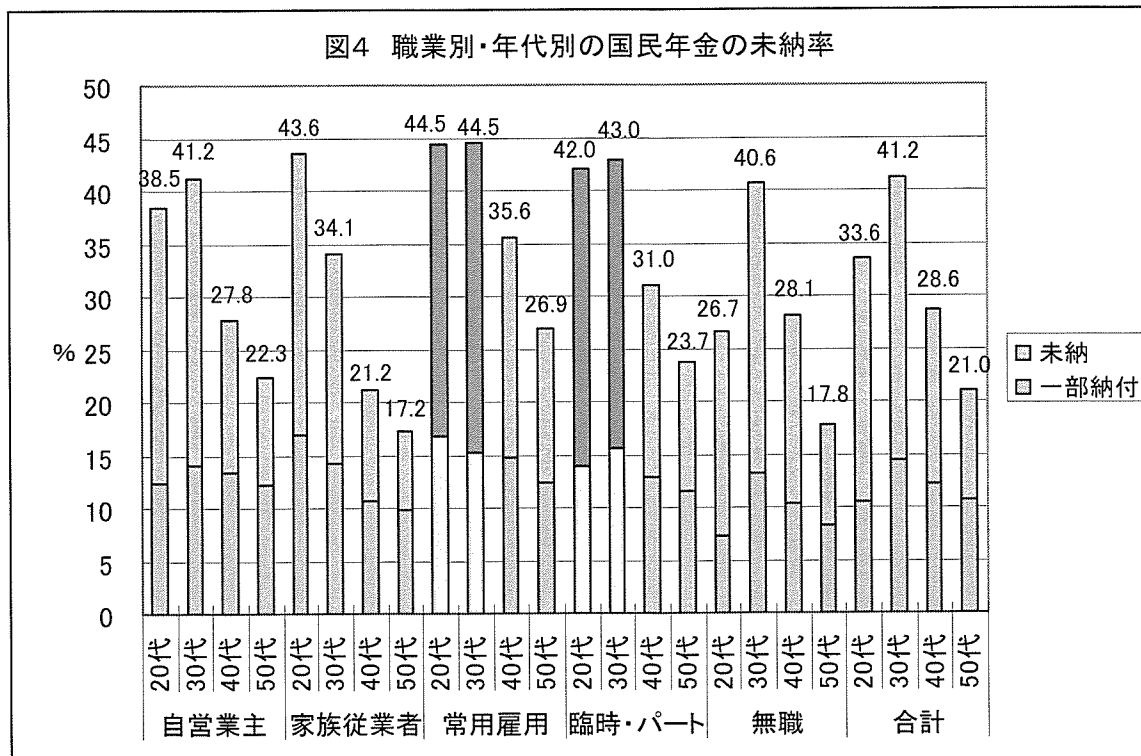
1. 非典型労働者の未納・未加入問題

国民年金の未納・未加入率の上昇とともに、その要因を分析する研究が多く発表されてきた。先行研究については山田（2006）が詳細に整理しているが、非典型労働者の増加が未納・未加入率を引き上げているという仮説については、研究によって有意である場合と有意でない場合があり、なお研究の余地が多く残されている。

これまでの国民年金の未納・未加入問題を扱う先行研究は、被保険者が「自身の選択として」保険料の納付・未納を決定しているという前提に基づいている。しかし、前章で見たように、国民年金の第1号被保険者に、潜在的な第2号被保険者が含まれているならば、厚生年金の未適用問題が、結果として国民年金の未納・未加入問題にも影響を与えているのである。ほぼ対象者が重複するといわれる雇用保険と厚生年金の適用事業者数には乖離があり、厚生年金の事業主負担を逃れるために事業所単位で未適用になる現象が従来から指摘されていた。

図3は、各職業における第1号被保険者（未加入者含む）に占める、未納・未加入である者の割合（未納・未加入率）である。いずれの職業も20代が高めの数値で、特に20代の派遣社員の未納・未加入率が突出して高い。また、派遣社員、契約社員・嘱託、パート・アルバイトは年齢があがっても、未納・未加入率は3割をこえており、高止まりの傾向がみられる。図4の社会保険庁の「平成14年公的年金被保険者実態調査調査」でも、常用雇用と臨時・パートの未納率（一部未納者と未納者の合計）は、30代になっても4割前後と高く、同様の傾向がみられる。





出典：社会保険庁「公的年金被保険者実態調査（平成14年）」

2. 未納・未加入者の経済状況

未納・未加入の理由が、経済状況によるものであるかの分析は多くあるが、それもサンプルによって結果が異なっている。社会保険庁「公的年金被保険者実態調査（平成14年）」の個票調査から分析すると（図5、6）、若干未納者が低所得者に分布が偏る傾向はあるものの、未納者と納付者の間に所得分布の明確な差はみられず、経済的な事情によって、保険料が納付できず未納に陥っているわけではないことがわかる。

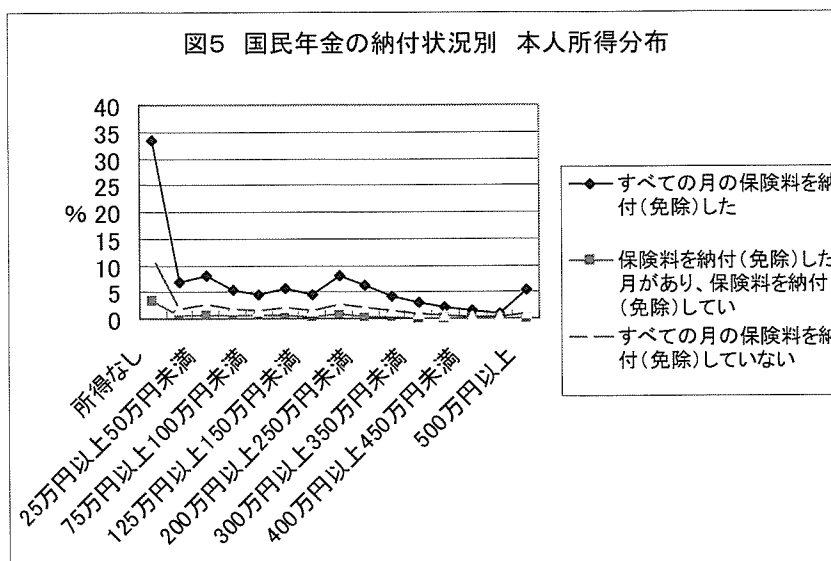
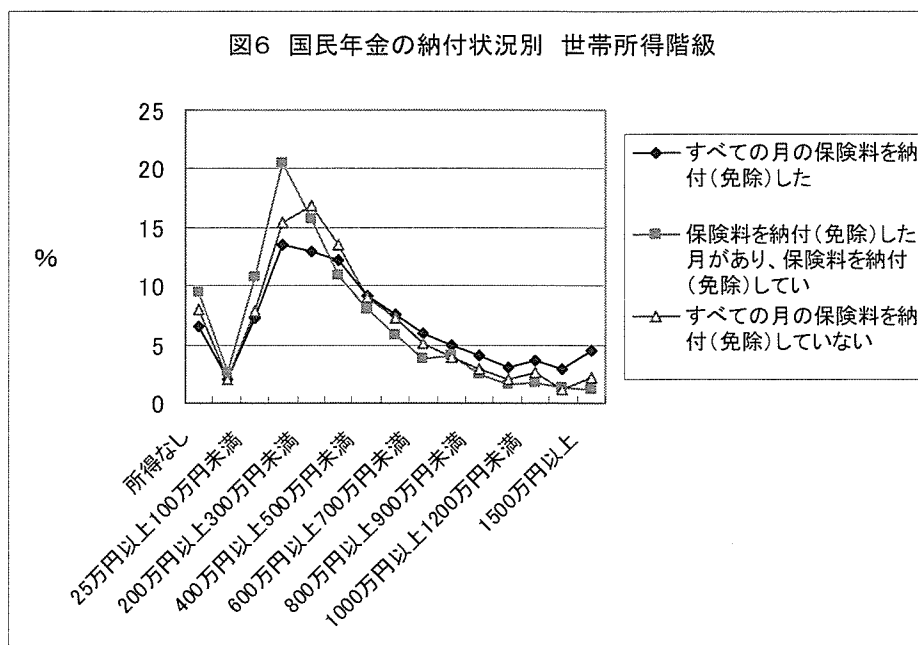


図6 国民年金の納付状況別 世帯所得階級



3. 本来加入資格がある非典型労働者の被用者年金適用状況

(1) 厚生年金、健康保険の適用基準

厚生年金、健康保険制度の適用事業所は、現在全ての法人事業所と常時5人以上の従業員を使用する事業所と、任意適用事業所⁵が対象となっている。厚生年金法第2条では、厚生年金の適用除外基準を定めている。この基準に合致しなければ、被用者年金の適用となる。適用除外対象者となるのは、①2ヶ月以内の期間を定めて臨時に使用される人、②臨時に日々雇用されるか1ヶ月を超えない人、③季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される人、④臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人、⑤所在地が一定しない事業所に雇用される人、である。もちろん、社会通念上、使用関係の連続性が認められる事情にあれば、厚生年金は適用されることになっている。さらに、短時間労働者の厚生年金の適用基準については、昭和55年6月6日の各都道府県保険課(部)内かんで、「通常の就労者の所定労働時間、所定労働日数の概ね4分の3以上」としていることから、労働時間・労働日数が通常の就労者の概ね4分の3以上であれば、第2号被保険者となり、それに満たない場合であれば、配偶者が第2号被保険者で、かつ年間収入が130万円未満であれば、第1号被保険者となる。健康保険制度も、勤務している事業所が健康保険法の適用事業所であることと、その事業所との使用関係が適用基準となっている。

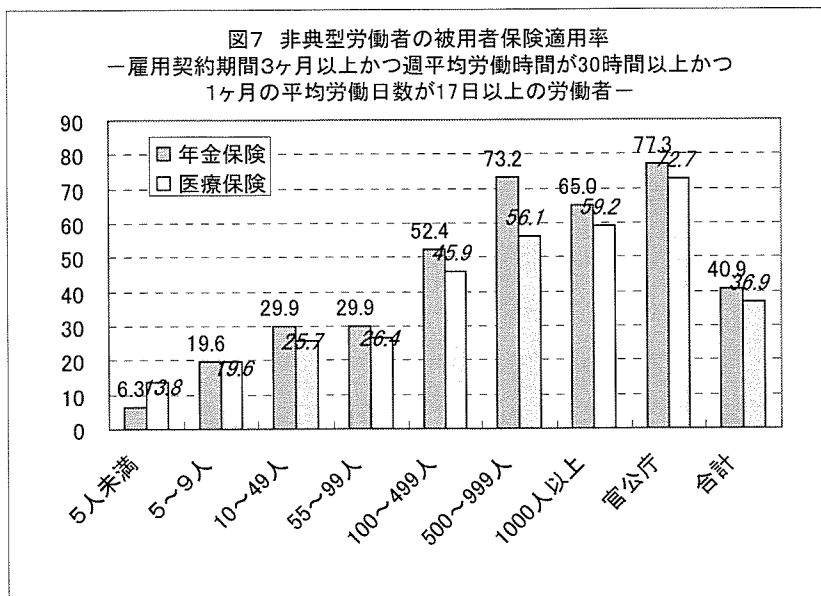
⁵ 適用対象外の事業所(農林水産漁業、サービス業、レジャー、法務、宗教などの個人事業所)および常時5人未満の個人事業主が対象となる(健康保険法31条)。任意加入は使用される人の2分の1以上の賛成が必要で、社会保険事務所に認可を受けることになる。

(2) 被用者保険の加入資格をもつ非典型労働者の年金保険、医療保険の適用状況

図1、2に示すように、パート・アルバイトなどの非典型労働者全体に占める被用者年金、医療保険の適用率（第2号被保険者の割合）はそれほど高くはない。以下は、本来加入資格がある非典型労働者のなかで、被用者年金（厚生年金・共済年金）、医療保険（政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合）の適用率をみていこう。

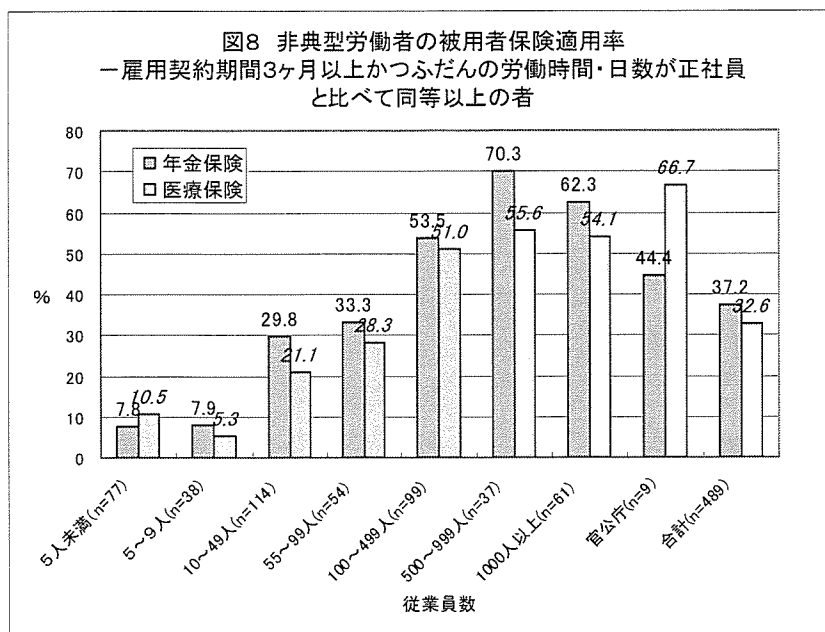
本稿では、非典型労働者をパート・アルバイト、契約社員・嘱託、人材派遣会社からの派遣社員、請負会社からの派遣社員とし、契約期間、労働時間・日数（1週間の労働時間、1ヶ月の平均就業日数、ふだんの就業・日数が正規の職員・従業員に比べて長短があるかどうか）に関する質問項目から被用者保険の加入資格の有無を検討した。しかし、非典型労働者が勤務する事業所における通常の労働者の1週間の労働時間、1ヶ月の労働日数が把握できなかったため、以下の2つの基準を採用した。第1の基準は、契約期間が3ヶ月以上かつ週平均労働時間が30時間以上かつ1ヶ月の平均労働日数が17日以上⁶である労働者を被用者保険の加入資格があるとする基準で、第2の基準は、契約期間が3ヶ月以上かつ労働時間・日数が通常の労働時間と同じかそれ以上である労働者を被用者保険の加入資格があるとする基準である。前者の方が対象範囲が狭く、後者は契約期間を除けば、ほぼ通常の労働者と遜色ない働き方をしている非典型労働者である。

図7は、第1の基準を満たす非典型労働者（標本数719人）の被用者年金、医療保険の適用率を、従業員規模別に比較したものである。一見すると分かるように、従業員規模が大きくなるにつれて、年金保険、医療保険とも被用者保険の適用率が上昇する傾向にある。しかし、適用率は平均で40%前後、もっとも高い官公庁でも70%台にとどまっており、さらに従業員数5人未満の事業所では年金保険の適用率はわずか6.3%にすぎない。



⁶ 通常の労働者の1ヶ月の労働日数については、週休2日を前提に1ヶ月30日－8日（週休2日を全体とした1ヶ月の休日）＝22日とした。これに4分の3を乗じると16.5日となり、小数点以下を四捨五入した17日以上を4分の3基準をみたす労働日数とした。

第2の基準を満たす非典型労働者（標本数 489 人）の被用者保険の適用率を比較した結果が図8である。従業員規模によって標本数にばらつきが大きいために注意が必要であるが、ほぼ通常の労働者と変わらない労働時間、労働日数である被用者でありながら、非典型労働者の被用者保険の適用率は、図7に比べた上昇率はわずか数%ポイントで、かえって低下している従業員規模もある。



続いて、第1の基準で、非典型労働者の被用者保険の適用率を業種別に比較したのが、表2である。標本数にばらつきがあるために注意が必要であるが、建設業、運輸業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、サービス業の適用率が低い傾向にある。

表2 非典型労働者の被用者保険適用率

業種	年金保険	医療保険	標本数
個人請負サービス業(企業の業務を個人で請け負う)	0.0	0.0	4
専門サービス業(弁護士・会計士・税理士・社会保険労務士等)	100.0	100.0	3
製造業	40.0	37.0	100
建設業	32.1	25.0	28
電気・ガス・熱供給・水道業	75.0	75.0	8
情報通信業	39.6	42.6	48
運輸業	30.8	28.0	26
卸売・小売業	32.3	24.5	99
金融・保険業	80.6	71.0	31
不動産業	50.0	50.0	6
飲食店・宿泊業	21.3	23.4	47
医療・福祉	64.0	60.0	25
教育・学習支援業	48.6	39.5	37
郵便局・協同組合	50.0	40.0	16
サービス業(他に分類されないもの)	30.8	29.3	185
官公庁	95.8	79.2	24
マスコミ	66.7	55.6	9
研究機関(大学等の機関を含む)	100.0	100.0	5
その他	33.3	22.2	18
合計	40.9	36.8	719

4. 就業形態と未納・未加入問題の関係性

続いて、本調査の個票データから、未納・未加入行動と就業形態に相関があるのか、ロジスティック回帰分析を行った。

被説明変数：未納・未加入者（未加入、未納（全く未納、時々未納）を含む

説明変数：男性ダミー、年齢、学歴、職業、未婚者ダミー、25年要件を満たせない者⁷であ

るかダミー、本人の年収、本人以外の世帯収入、医療保険未加入・未納ダミー、民間の保険に加入⁸ダミー

それぞれについて、全員を対象にした分析、および第1号被保険者と未加入者のみの分析の2種類を行った。

(1) 全員を対象にした分析

表3は、未納・未加入行動のロジスティック回帰分析の結果である。

〔表3〕 未納・未加入行動の要因分析（全員）

	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp(B)	
男性ダミー	0.633	0.186	11.515	0.001	1.882	***
年齢	-0.041	0.013	9.713	0.002	0.960	***
(学歴:中卒を基準)						
高卒ダミー	-1.016	0.406	6.256	0.012	0.362	**
短卒ダミー	-1.481	0.428	11.955	0.001	0.227	***
大卒ダミー	-1.655	0.413	16.087	0.000	0.191	***
(職業:自営業主(雇い人あり)を基準)						
自営業主(雇い人なし)	1.972	0.878	5.042	0.025	7.185	**
農林漁業者	-3.815	15.216	0.063	0.802	0.022	
自家営業の手伝い	1.856	0.987	3.536	0.060	6.401	*
内職	1.869	0.983	3.620	0.057	6.484	*
パート・アルバイト	1.381	0.870	2.523	0.112	3.980	
契約社員・嘱託	0.943	0.909	1.074	0.300	2.567	
人材派遣会社からの派遣社員	1.104	0.897	1.515	0.218	3.016	
請負会社からの派遣社員	1.736	1.215	2.041	0.153	5.677	
会社員(正規の職員・従業員)	0.362	0.943	0.147	0.701	1.436	
会社などの役員	-1.959	12.813	0.023	0.878	0.141	
公務員	1.149	1.390	0.683	0.408	3.154	
その他	0.806	1.419	0.322	0.570	2.238	
未婚者ダミー	0.838	0.200	17.560	0.000	2.313	***
25年要件を満たせるダミー	-1.348	0.335	16.153	0.000	0.260	***
本人の年収	0.000	0.001	0.552	0.457	1.000	
本人以外の世帯年収	-0.001	0.000	5.776	0.016	0.999	**
医療保険の未納・未加入ダミー	2.773	0.250	123.532	0.000	16.008	***
民間保険加入ダミー	-0.158	0.183	0.746	0.388	0.854	
定数	1.019	1.402	0.529	0.467	2.772	
R ² 乗	0.353					
標本数	1860					

⁷ これまでの公的年金の加入期間と(60歳—現在の年齢)の期間の合計が、国民年金の受給資格期間25年を満たせない者を1とした。つまり、今後保険料を納付しても、受給資格に結びつかないことから、未納・未加入行動をするのではないかという仮説に基づく。

⁸ 逆選択の存在をみるための変数である。民間の個人年金などに加入しているために、公的年金が未納・未加入に陥るのではないかという仮説を検証するためである。

注：***<0.01、**<0.05、*<0.1

まず、職業による結果は、パート・アルバイトなどの非典型労働者に未納・未加入が多いのではなく、自営業主（雇い人なし）などの個人事業者や自家営業の手伝いや内職などきわめて零細な個人事業者に未納・未加入者が多い傾向がみられた。

男性の方が女性よりも未納・未加入行動が高く、また年齢が高くなるに従って未納・未加入率が低くなることが明らかとなった。また、先行研究と同じように、25年の資格期間を満たせない者、医療保険の未納・未加入者は有意に未納・未加入に陥りやすいことが分かった。本人の年収はほとんど影響を与えないが、世帯年収は符号がマイナスであり、世帯の経済状況が未納行動に影響を及ぼしていることが分かった。民間保険の加入は有意な結果とならず、逆選択の存在は確認できなかった。

(2) 第1号被保険者（未加入含む）の未納・未加入行動の分析

表4は、自主納付に基づいて未納・未加入行動が出来る第1号被保険者に限定して分析をしたものである。

[表4] 未納・未加入行動の要因分析（第1号被保険者のみ）

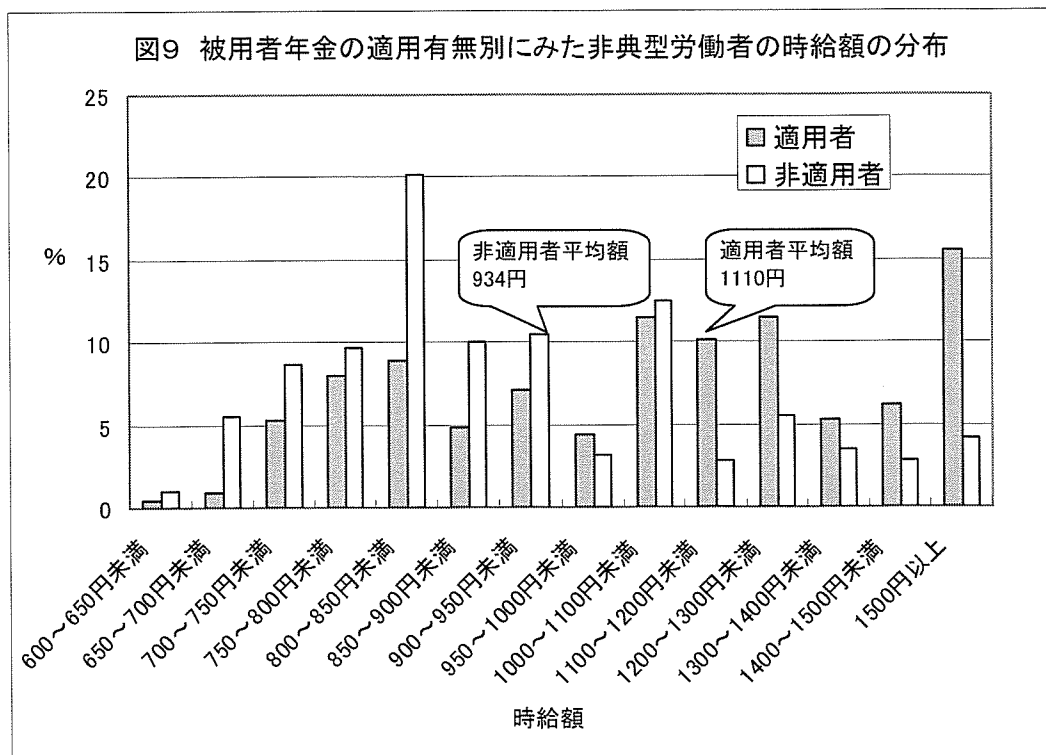
	B	標準誤差	Wald	有意確率	Exp(B)	
男性ダミー	0.375	0.189	3.924	0.048	1.455	**
年齢	-0.043	0.014	8.860	0.003	0.958	***
(学歴:中卒を基準)						
高卒ダミー	-0.886	0.438	4.103	0.043	0.412	**
短卒ダミー	-1.192	0.462	6.662	0.010	0.304	***
大卒ダミー	-1.474	0.442	11.103	0.001	0.229	***
(職業:自営業主(雇い人あり)を基準)						
自営業主(雇い人なし)	1.972	0.878	5.042	0.025	7.185	**
農林漁業者	-3.815	15.216	0.063	0.802	0.022	
自家営業の手伝い	1.856	0.987	3.536	0.060	6.401	*
内職	1.869	0.983	3.620	0.057	6.484	*
パート・アルバイト	1.381	0.870	2.523	0.112	3.980	
契約社員・嘱託	0.943	0.909	1.074	0.300	2.567	
人材派遣会社からの派遣社員	1.104	0.897	1.515	0.218	3.016	
請負会社からの派遣社員	1.736	1.215	2.041	0.153	5.677	
会社員(正規の職員・従業員)	0.362	0.943	0.147	0.701	1.436	
会社などの役員	-1.959	12.813	0.023	0.878	0.141	
公務員	1.149	1.390	0.683	0.408	3.154	
その他	0.806	1.419	0.322	0.570	2.238	
未婚者ダミー	-0.273	0.217	1.587	0.570	2.238	
25年要件を満たせるダミー	-1.650	0.414	15.864	0.000	0.192	***
本人の年収	0.000	0.001	0.438	0.508	1.000	
本人以外の世帯年収	0.000	0.000	1.960	0.162	1.000	
医療保険の未納・未加入ダミー	2.293	0.273	70.358	0.000	9.905	***
民間保険加入ダミー	-0.141	0.200	0.498	0.480	0.869	
定数	2.648	1.509	3.078	0.079	14.131	*
R2乗	0.263					
標本数	841					

注：***<0.01、**<0.05、*<0.1

表4についても、ほぼおなじ結果がみられた。しかし、未婚者について有意な結果がみられないという違いがあった。共通するのは、医療保険を未納・未加入している者は公的年金も未納・未加入をしやすかった。SOHOなどの個人事業主が未納・未加入に陥りやすかった。また、経済的な要因は有意な結果とはならず、今後は免除の拡充よりは強制徴収の新たな方法の検討が必要であるといえよう。

V. 被用者年金の適用状況別にみた非典型労働者の賃金比較

社会保険の加入資格をもちながら、社会保険に加入できないことは、老後の年金額が低額になったり、保険料負担の労使折半のメリットが受けられないなど、所得保障の面で不利益を被っていることになる。第1の基準（4分の3基準）を満たす非典型労働者のうち、適用者の78.9%、非適用者の69.5%が「時給」で賃金が支払われている。図9は、第1の基準を満たす非典型労働者の時給額の分布をあらわしたものである。非適用者の方が適用者に比べて、低額な方に分布が集中し（カイ二乗検定で1%水準で有意）、時給の平均額では約200円の差があった。こうした時給額の差は年収の差にもつながっており、非典型労働者の平均年収（賃金の支払い方が時給以外の者を含む）は、適用者が203万円であるが、非適用者の年収は145万円で、約70万円の差（カイ二乗検定で1%水準で有意）となっている。つまり、被用者保険に加入できない非典型労働者は、被用者年金適用者に比べ、賃金と社会保険の二重の意味で不利益を受けていることになる。



VI. 厚生年金の適用遵守が納付率に及ぼす効果

1. 本調査（インターネット調査）からみる厚生年金適用遵守の影響

表5は、非典型労働者の未納・未加入者数（公的年金に一切加入していない者、国民年金の第1号被保険者であるが、保険料を全く支払わない者、時々しか支払わない者の合計数）を表している。標本数が限られているとはいえ、特筆すべきは、全未納・未加入者数（①）のうち、第1の基準（4分の3基準）を満たす、被用者年金に加入資格がある未納・未加入者（②）が約半数を占めていることである。

表6は、こうした本来第2号被保険者になるべき未納・未加入者が、国民年金から被用者年金に移行することによって、国民年金の未納・未加入率がいかに変化するかを職業別に試算した結果である。限られた標本数による結果ではあるが、パート・アルバイトの未納・未加入率は、厚生年金の適用遵守によって10%ポイント程度の改善が期待できる。

社会保険庁では強制適用事業所でありながら拠出逃れをする事業所に対し、事業所への立ち入り調査を強化し、法人または法人役員に対し、罰金などの刑事罰を科すようになってい⁹。適用事業所に勤務していない労働者には、個人単位で厚生年金に加入できる厚生年金任意単独被保険者制度があるが、事業主の同意と社会保険料の事業主負担が生じるため、加入者数はわずか100数十人にすぎない。企業の法令遵守（コンプライアンス）が厳しく求められるようになってきたが、社会保険の法令遵守はまだ緒についたにすぎない。

〔表5〕 非典型労働者の未納・未加入者数

	未納・未加入者数 ①	うち被用者年金加入資格がある未納・未加入者 ②	②が被用者年金へ移行した場合の未納・未加入者 ①-②	当該職業従事者合計
パート・アルバイト	257	101	156	1712
契約社員・嘱託	22	12	10	187
人材派遣会社からの派遣社員	39	21	18	239
請負会社からの派遣社員	3	1	2	14
会社員(正規の職員・従業員)	14	11	3	170

〔表6〕 被用者年金の適用を徹底した場合の国民年金の未納・未加入率の試算

	国民年金の未納・未加入率(%): ①÷(第1号被保険者+未加入者)	被用者年金の適用を徹底した場合の未納・未加入率(%): (①-②)÷(第1号被保険者+未加入者-②)
パート・アルバイト	35.1	24.7
契約社員・嘱託	34.4	19.2
人材派遣会社からの派遣社員	47.6	29.5
請負会社からの派遣社員	50.0	40.0
会社員(正規の職員・従業員)	29.2	8.1

(注) 社会保険庁で使用される納付率とは定義が異なる。①、②とは表5で使用した数値である。

⁹ 朝日新聞朝刊 2006年8月10日(木)

2. 国民年金被保険者実態調査の納付率に及ぼすシミュレーション分析

続いて、厚生年金の適用遵守が納付率に及ぼす影響を、社会保険庁「平成14年国民年金被保険者実態調査」を用いて検討してみよう。同調査では、職業分類として、自営業主、家族従業者、常用雇用（正社員等）、臨時・パートの4種類を使用している。このうち、常用雇用（正社員等）を表5の会社員（正規の職員・従業員）、臨時・パートをパート・アルバイトと読みかえ、同じように第1号被保険者のなかの潜在的な第2号被保険者が厚生年金に適用された場合、国民年金の未納率がどのように変化するかシミュレーションを行った。本来は、本調査の労働データを用いるべきであるが、労働時間などのデータがないため、各年代（20代、30代、40代）の各職業の未納率の分布が等しいと仮定した。なお、50代は40代と同じとみなした。

〔表7〕 常用雇用・臨時・パートの未納率シミュレーション（1）

		合計	一部納付者	うち本来2	未納	うち本来2	遵守後の未納者減少者数
			(人)	号の%	(人)	号の%	
20代	常用雇用(正社員等)	402435	67232	50	111653	100	145269
	臨時・パート(アルバイトを含む)	1056543	146260	60.714286	297366	51.851852	242990.4921
30代	常用雇用(正社員等)	666664	101418	75	195323	100	271386.5
	臨時・パート(アルバイトを含む)	998240	154937	27.272727	273876	50	179193.5455
40代	常用雇用(正社員等)	674396	72103	0	101962	0	0
	臨時・パート(アルバイトを含む)	489061	109450	25	155092	40	89399.3
50代	常用雇用(正社員等)	342285	42586	0	49404	0	0
	臨時・パート(アルバイトを含む)	853845	98943	25	103079	40	65967.35

〔表8〕 シミュレーション（2）

		当初の未納率(%)	遵守後の未納率(%)
20代	常用雇用(正社員等)	44.45	13.07
	臨時・パート(アルバイトを含む)	41.99	24.66
30代	常用雇用(正社員等)	44.51	6.41
	臨時・パート(アルバイトを含む)	42.96	30.48
40代	常用雇用(正社員等)	25.81	25.81
	臨時・パート(アルバイトを含む)	54.09	43.82
50代	常用雇用(正社員等)	26.88	26.88
	臨時・パート(アルバイトを含む)	23.66	17.27

あくまでも、被用者の働き方がインターネット調査と同じと仮定した場合の調査ではあるが、特に若い年代層で未納率は大幅に減少することになる。ごく単純に他の職業の未納状況が変化しないと仮定すると、国民年金の被保険者に占める未納率は、表9のようになり、20代で7%ポイント、合計で4%ポイント程度未納率は減少することになる。

〔表9〕 国民年金の未納率の変化

	被保険者数 合計	未納者数 (一部納付+未納者)	減少した未 納者数	当初の未納 率(%)	遵守後の未納 率(%)
20代	3882973	1306219	388259.492	33.64	26.27
30代	3948205	1627592	450580.045	41.22	33.65
40代	4561593	1304786	89399.3	28.60	27.18
50代	5484748	1151795	65967.35	21.00	20.04
合計	17877519	5390392	994206.188	30.15	26.04

VII. 厚生年金適用拡大に対する反応

厚生年金の適用拡大に対しては、事業主負担への賛否を問うた事業主側のアンケート調査は発表されるものの、パート労働者側を調査したアンケート調査はきわめて少ない。

1. 事業主側の先行アンケート結果

2001年7月の(財)21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」¹⁰では、厚生年金適用事業所に対し、厚生年金を通常労働者の4分の3から2分の1に適用拡大した場合、適用拡大を避けるために何らかの措置を講じるかについて尋ねている。その結果、「特段の措置を講じない」とする事業所がもっとも多く44.1%、続いて「制度上可能ならば、新たな適用対象者について一部、適用を避けようとする」事業所が31.8%、「制度上可能ならば、新たな適用対象者すべての適用を避けようとする」事業所が12.8%である。一方、中小企業が比較的多い、2007年2月発表の日本商工会議所「パート労働者への厚生年金適用拡大に関する緊急アンケート結果」¹¹によれば、72.7%の事業所が適用拡大に反対で、その理由(複数回答)として最も多いのが、雇用コストの増大が75.3%、パート労働者の多様な働き方を阻害(就業調整が発生するなど)が73.2%となっている。適用拡大に反対する企業のうち、84%の企業は何らかの調整を行うと回答し、58.6%の企業が労働時間の調整を行うと回答している。

2. パート・アルバイトの厚生年金の適用拡大に対する賛否

本調査では、パート・アルバイトに限定して、厚生年金の適用拡大に対する賛否および適用拡大後の労働時間の調整について調査を行った。調査の冒頭には、「現在、週30時間以上働いているパート・アルバイトしか、厚生年金(一般サラリーマンの年金)に入っていない。次の年金改革では、週20時間以上働いているパート・アルバイトも厚生年金に加入することが検討されています。試算では、月収8万円のパート・アルバイトが、月6,000円を負担して、20年間厚生年金に加入すると、将来受け取る年金額は月8,600円増加します。そ

¹⁰ 対象事業所は、従業員数30人以上の厚生年金適用事業所である。詳細は、(財)21世紀職業財団(2002)『パート労働の課題と対応の方向性』ぎょうせい、を参照のこと

¹¹ パート労働者を1人以上雇用している会員企業を対象。詳細は、日本商工会議所ホームページ http://www.icci.or.jp/nissvo/iken/070214part_chousa.pdf(アクセス日:2007年2月24日)

の場合は、国民年金の保険料負担はなくなります。また、より高い月収であれば、受け取る年金額はさらに高くなります。」という説明文をいれた。

3. パート・アルバイトも厚生年金に加入する制度にすることの賛否

表 10 は、パート・アルバイトも厚生年金に加入する制度にした方がよいかの賛否を尋ねた結果である。第 1 号被保険者では 56.3%が加入に賛成で、現在の保険料より負担が軽くなることを理由とした者が多い。一方、負担増となる第 3 号被保険者の賛成は 34%と相対的に低く、「新たな保険料負担が生じるので、加入には反対」がほぼ同率の 35.2%となっている。しかし、いずれの被保険者も「よくわからない」の回答が多い。

〔表 10〕 パート・アルバイトも厚生年金に加入する制度にした方がよいか（単位：％、人）

	受け取る年金額が高くなるので加入には賛成	今支払っている国民年金の保険料より負担が軽くなるので、加入に賛成	新たな保険料負担が生じるので、加入には反対	よくわからない	その他	標本数
第1号被保険者	24.8	31.5	11.3	28.1	4.2	1632
うち納付者	(28.6)	(31.1)	(9.6)	(26.9)	(3.7)	(999)
うち時々未納者	(16.7)	(38.7)	(12.7)	(27.5)	(4.4)	(204)
うち全く未納者	(15.2)	(37.1)	(14.4)	(31.8)	(1.5)	(132)
第2号被保険者	38.7	21.3	11.7	23.6	4.8	564
第3号被保険者	26.6	7.4	35.2	26.3	4.5	1263
未加入者	19.5	13.7	21.2	41.4	4.2	307

4. 労働時間の調整の可能性

続いて、適用拡大後に、パート・アルバイトが新たな保険料負担を避けるために、就業調整を行う可能性があるかどうかを質問した結果が、表 11 である。「労働時間を現在よりも減らす」と回答したのは、第 1 号被保険者で 3.4%、第 3 号被保険者であっても 8.8%であり、新たな就業調整が生まれるのではないかと、という懸念は妥当ではないという結果になった。かえって「労働時間を現在よりも増やす」という回答が第 1 号被保険者で 20.5%、第 3 号被保険者で 26.1%と相対的に高い割合を示している。

〔表 11〕 厚生年金が適用拡大された場合、労働時間を調整するか（単位：％、人）

	労働時間を現在よりも減らす	労働時間を現在よりも増やす	労働時間を変えるつもりはない	わからない	標本数
第1号被保険者	3.4	20.5	33.8	42.4	616
第2号被保険者	1.0	11.2	59.0	22.0	205
第3号被保険者	8.8	26.1	34.8	30.3	773
未加入者	2.6	18.4	29.8	49.1	114

表 12 は、表 11 において、「労働時間を現在よりも減らす」と回答した者に対し、その理由を尋ねた結果である。労働時間を調整する、と回答した者がきわめて少ないために注意が必要であるが、「保険料を払うと実質的な手取りが減少するため」とする回答が多い。

〔表 12〕 労働時間を減らす理由（単位：％、人）

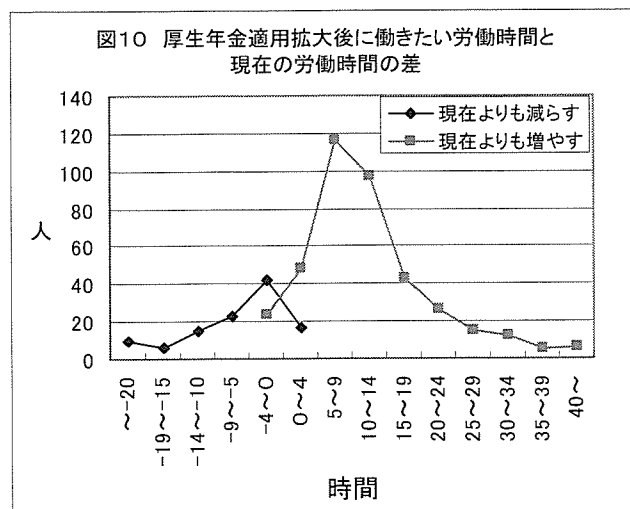
	保険料を払うと、実質的な手取りが減少するため	会社の意向によって、社会保険の加入が制限されていると思うから	保険料負担に比べ、老後の年金額が見劣りするため	その他	標本数
第1号被保険者	76.2	9.5	14.3	0.0	21
第2号被保険者	0.0	0.0	60.0	40.0	5
第3号被保険者	52.2	14.9	32.8	0.0	67
未加入者	33.3	33.3	33.3	0.0	3

〔表 13〕 労働時間を増やす理由（単位：％、人）

	保険料を払っても、老後の年金額が増えるから	労働時間を調整すると、現在より収入が減ってしまうから	現在よりも収入を増やしたいから	もともと労働時間を調整していないから	その他	標本数
第1号被保険者	15.9	12.9	29.7	37.2	4.2	333
第2号被保険者	9.1	15.6	12.3	58.4	4.5	154
第3号被保険者	17.6	23.4	26.1	22.9	10.0	471
未加入者	9.1	36.4	30.9	21.8	1.8	55

表 13 は、適用拡大後に「労働時間を増やす」と回答した者に対し、その理由を尋ねた結果である。「もともと労働時間を調整していない」とする者を除くと、「現在よりも収入を増やしたいから」、「労働時間を調整すると現在よりも収入が減ってしまうから」という回答が多く、老後の年金額に期待する長期的視点に基づく行動ではなく、保険料負担分を取り戻すために収入を増やすという短期的視点にたった回答が相対的に多い。

図 10 は、適用拡大後の働きたい1週間の労働時間と、現在のふだんの労働時間の差をとったものである。「減らす」と回答した者の減らす労働時間は平均・1.8 時間で、調整後の1週間あたりの労働時間の平均は 20.1 時間で、約 66%が 20 時間以下に調整したいと回答している。「増やす」と回答した者は現在より平均 9.4 時間増やし、適用後の1週間の労働時間の平均は 26.9 時間であった。



厚生年金の適用拡大問題は、健康保険や介護保険の適用拡大問題ともリンクする問題である。そこで本調査では、「パート・アルバイトに厚生年金の適用拡大が行われた場合、あわせて健康保険の加入が求められ、さらに保険料負担が生じる可能性があります。月収8万円のパート・アルバイトの場合、年金保険料とあわせて月8,600円の保険料負担がかかります。その場合は、国民年金と国民健康保険の保険料負担はなくなります。」という説明文を加えたのちに、パート・アルバイトも厚生年金や健康保険に加入する制度にした方がいかなる賛否を問うた。その結果が、表9である。

表14によれば、厚生年金に加え、健康保険料の保険料負担が新たに生じるために、第3号被保険者の「新たな保険料負担が生じるので反対」とする割合が42%と高い結果となった。第3号被保険者にとっては、すでに夫の扶養に入っていれば、健康保険の新たな保険料負担は給付面での見返りが少なく、反対意見が高いのは当然の結果といえる。第1号被保険者については、未納者にやや反対意見が多いものの、全体としては反対はわずか10数%にすぎず、約5割が適用拡大に賛成の立場となっている。しかし、先述したように「よくわからない」とする立場がいずれの被保険者でももっとも高い割合を示しており、法改正の趣旨説明が適用拡大の賛否の重要な鍵を握ることになる。

〔表14〕 パート・アルバイトも健康保険に加入する制度にした方がよいか (単位：%、人)

	受け取る年金額が高くなるので加入には賛成	今支払っている国民年金や国民健康保険の保険料より負担が軽くなるので賛成	新たな保険料負担が生じるので、加入には反対	よくわからない	その他	標本数
第1号被保険者	20.1	33.9	13.1	29.2	3.6	1652
うち納付者	22.9	33.9	11.7	28.0	3.5	998
うち時々未納者	16.2	37.7	14.7	27.5	3.9	204
うち全く未納者	11.4	34.1	18.9	34.1	1.5	132
第2号被保険者	32.9	26.4	11.9	24.2	4.6	565
第3号被保険者	20.0	7.4	42.0	26.8	3.7	1263
未加入者	17.0	18.6	19.9	40.5	3.9	306

続いて、適用拡大後に労働時間を現在よりどの程度増やすかについて、重回帰分析を行っ